

ふれあいのまちづくり事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施するふれあいのまちづくり事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市社協が行う別表第1欄及び第2欄で掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表第3欄及び第4欄に定めるものとする。ただし、他の補助金、委託費等の対象とされる者の人件費は除く。

(補助対象期間)

第4条 本補助金の交付の対象となる期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(補助金の額)

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、関係書類の内容を審査したうえで、予算の範囲内で市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 市社協は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年4月10日までに市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の申請を受けたときは、当該申請に係る審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、交付の決定をするものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額
- (3) 重大な内容の変更

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の規定により、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第10条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第11条 市社協は、補助対象事業を当該年度の末日までに完了させ、補助金の交付された翌年度の4月15日までに市長へ提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行日以後に交付申請のあったものから適用し、同日前に社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱（平成13年4月1日制定）により、交付申請され、交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月7日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

別表（第2条、第3条関係）

1 補助対象事業		2 事業内容	3 補助対象経費	4 補助率
ふれあいのまちづくり事業	(1) 相談事業の実施	各種相談の開設（心配ごと、一般、法律、司法書士、人権、行政、身障、教育）	1 一般相談に係る人件費（非常勤職員給与、法定福利費） 2 法律相談、司法書士相談に係る諸謝金 3 心配ごと相談員旅費交通費 4 事務費（あらかじめ市長の承認を得た経費に限る。）	10/10（ただし、上限額は予算の範囲以内とする）
	(2) 要援護者を囲むネットワーク事業	地域の中で援護を必要とする世帯が安心して暮らしていける環境を築き上げるため、地域住民と関係機関が連携を密にしたネットワークを構築する。	助成金（活動費）1 ネットワークにつき 200円/年	